

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、所要の規定を整備する。（都市整備部関係手数料）。

2 改正の概要

(1) 手数料の規定（別表第6関係）

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が住宅の構造や設備について講じられた優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定（長期優良住宅維持保全計画のみで認定）できる仕組みが創設されたため、長期優良住宅維持保全計画の認定申請等にかかる手数料を規定する。

(2) その他所要の規定整備を行う。（別表第6関係）

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1～別表第5 (略)				別表第1～別表第5 (略)			
別表第6 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) に基づく事務に係る手数料を除く。) (第6条関係)				別表第6 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) に基づく事務に係る手数料を除く。) (第6条関係)			
事務	手数料の名称	額	徴収時期	事務	手数料の名称	額	徴収時期
(略)				(略)			
6 3 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	6 3 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
6 4 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	6 4 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
7 5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を	(略)	(略)	(略)	7 5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を	(略)	(略)	(略)

変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査			
7 6 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	7 6 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
7 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じた、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4	(略)	7 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じた、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について9の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4	(略)

<p>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p> <p>1 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>ア 新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)</p>	<p>「<u>建築等計画等</u>」 という。)の <u>認定の申請</u> に対する審査</p>	<p>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p> <p>1 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(1) 100平方メートル以内のもの及び一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</p> <p>ア <u>長期優良住宅建築等計画</u> <u>に係る新築住宅</u>(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)をいう。)(以下</p>
--	---	--

を受けた地地位 位の承継の承 承認の申請継の に対する審承認 査申請 手数料	定を受けたた地 地位の承継位の の承認の申承継 請に対するの承 審査認申 手数料
(略)	(略)
別表第7～別表第9 (略)	別表第7～別表第9 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。